

豊島区立公園条例他の一部改正について

◆公募設置管理制度に係る建蔽率の特例

1. 条例改正の概要

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）が改正され、都市公園における公募設置管理制度（Park-PFI）が新たに設けられた。この改正に伴う建蔽率の特例を適用させるため、豊島区立公園条例の一部改正を行う。

また、すでに都市公園法での建蔽率の特例のある、重要文化財、屋根付き広場等についても、この特例を適用させるため、豊島区立公園条例の一部を改正する。

2. 公園施設の建蔽率

【現行条例】	最大 14%	
	第8条 第2項 仮設公園施設 2%	
	第8条 第1項 休養施設・運動施設・教養施設・備蓄倉庫・災害 応急対策に必要な施設 10%	
	第7条 公園施設 2%	
【改正条例】	最大 24%	最大 34%
	第8条 第5項 仮設公園施設 2%	
	第8条 第4項 屋根付き広場 10%	
	第8条 第1項 休養施設・運動施設・教養施設・ 備蓄倉庫・災害応急対策に必要な施設 10%	第8条 第2項 公募対象公園施設 (遊戯施設・便益施設・ 展望台・集会所 他) 10%
第7条 公園施設		第8条 第3項 重要文化財他 20%
		2%

※条例改正によって建蔽率の上乗せが可能になった施設

【公園施設例】

- 休養施設⇒ 休憩所・ベンチ・ピクニック場・キャンプ場 等
- 運動施設⇒ 野球場・サッカー場・水泳プール・テニスコート 等
- 教養施設⇒ 植物園・野外音楽堂・図書館・体験学習施設 等
- 遊戯施設⇒ ブランコ・滑り台・砂場・社交ダンス場 等
- 便益施設⇒ 飲食店・カフェ・売店・宿泊施設、便所 等
- 仮設公園施設⇒ 三月を限度として臨時に設けられる仮設の軽飲食店、テント 等

3. 改正する条例文

豊島区立公園条例（昭和38年条例第10号）新旧対照表

<p>(公園施設の設置基準) 第7条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。</p>	<p>(公園施設の設置基準) 第7条 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。</p>
<p>(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等) 第8条 区の設置に係る都市公園についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>	<p>(公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等) 第8条 区の設置に係る都市公園についての都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>
<p>2 区の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p>	<p>2 区の設置に係る都市公園についての政令第6条第6項に掲げる場合に関する法第5条の9第1項の規定により読み替えて適用する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>3 区の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の20を限度として前条の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>4 区の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前条又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p> <p>5 区の設置に係る都市公園についての政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該建築物を設置する都市公園の敷地面積の100分の2を限度として前条又は前各項の規定により認められる建築面積を超えることができる。</p>

◆ 公園等の全面禁煙化について

1. 条例改正の概要

公園・区民の森・目白庭園において、子どもを受動喫煙から守り、子育て環境をさらに向上させることを目的として、すべての公園等施設で禁煙化を実施する。そのため、豊島区立公園条例・豊島区立区民の森条例・豊島区立目白庭園条例の、指定場所での喫煙を可とする条文の規定を削除する。

2. 現 況

豊島区内には公園等施設（公園・児童遊園・仮児童遊園・区民の森・目白庭園）が合計165か所ある。このうち、公園・児童遊園等の99か所についてはすでに禁煙を実施しているが、残りの66か所については喫煙が可能である。

本改正では、この66か所について全て禁煙とし、区内の公園等施設を全面禁煙とする。

3. 全園禁煙化に向けてのスケジュール

- 平成30年1月29日(月)～2月16日(金)…パブリックコメントの実施
- 平成30年2月 5日(月)～2月14日(水)…区政連絡会で説明
- 平成30年10月1日(月) …条例の施行（禁煙化実施）

4. 改正する条例文

新旧対照表 別紙1

5. 禁煙化を予定している公園等

別紙2

6. パブリックコメント集計結果

別紙3

豊島区立公園条例（昭和38年条例第10号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（行為の禁止）</p> <p>第9条 公園内で次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 広告宣伝をすること。</p> <p>(2) 営業行為をすること。</p> <p>(3) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(4) 業としての撮影をすること。</p> <p>(5) 工作物を設けること。</p> <p>(6) 土地、工作物若しくは施設等を損壊し、又は汚損すること。</p> <p>(7) ごみ又は汚物等を捨てること。</p> <p>(8) 公園の風致を害すること。</p> <p>(9) 喫煙すること（別表第1喫煙場所指定の欄に指定可と表示された公園で、喫煙場所を指定した場合における当該指定場所での喫煙は除く。）。</p> <p>(10) 利用者に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。</p>	<p>（行為の禁止）</p> <p>第9条 公園内で次の行為をしてはならない。ただし、第1号から第5号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 広告宣伝をすること。</p> <p>(2) 営業行為をすること。</p> <p>(3) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(4) 業としての撮影をすること。</p> <p>(5) 工作物を設けること。</p> <p>(6) 土地、工作物若しくは施設等を損壊し、又は汚損すること。</p> <p>(7) ごみ又は汚物等を捨てること。</p> <p>(8) 公園の風致を害すること。</p> <p>(9) 喫煙すること。</p> <p>(10) 利用者に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、公園の管理に支障のある行為をすること。</p>
	<p>（施行期日）</p> <p>1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第9条9号及び別表第1の改正規定並びに次項の規定は、平成30年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2. 駒込公園、上池袋くすのき公園、池袋駅前公園、東池袋中央公園、日出町公園、池袋西口公園及び池袋ふれあい公園については、この項の施行の日から起算して2年を経過する日又はそれぞれの公園について規則で定める日のいずれか早い日までの間、この条例による改正前の豊島区立公園条例第9条第9号及び別表第1の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。</p>

別表第1（第3条、第9条関係） （平25条例28・全改、平25条例47・平27条例23・一部改正）	別表第1（第3条） （平25条例28・全改、平25条例47・平27条例23・一部改正）																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">喫煙場所指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駒込東公園</td> <td>東京都豊島区駒込一丁目22番1号</td> <td>指定可</td> </tr> <tr> <td>染井吉野桜記念公園</td> <td>東京都豊島区駒込二丁目2番1号</td> <td>指定可</td> </tr> <tr> <td>駒込公園</td> <td>東京都豊島区駒込二丁目3番23号</td> <td>指定可</td> </tr> <tr> <td>門と蔵のある広場</td> <td>東京都豊島区駒込三丁目12番8号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駒込四丁目公園</td> <td>東京都豊島区駒込四丁目7番25号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公園名	位置	喫煙場所指定	駒込東公園	東京都豊島区駒込一丁目22番1号	指定可	染井吉野桜記念公園	東京都豊島区駒込二丁目2番1号	指定可	駒込公園	東京都豊島区駒込二丁目3番23号	指定可	門と蔵のある広場	東京都豊島区駒込三丁目12番8号		駒込四丁目公園	東京都豊島区駒込四丁目7番25号		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">公園名</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>駒込東公園</td> <td>東京都豊島区駒込一丁目22番1号</td> </tr> <tr> <td>染井吉野桜記念公園</td> <td>東京都豊島区駒込二丁目2番1号</td> </tr> <tr> <td>駒込公園</td> <td>東京都豊島区駒込二丁目3番23号</td> </tr> <tr> <td>門と蔵のある広場</td> <td>東京都豊島区駒込三丁目12番8号</td> </tr> <tr> <td>駒込四丁目公園</td> <td>東京都豊島区駒込四丁目7番25号</td> </tr> </tbody> </table>	公園名	位置	駒込東公園	東京都豊島区駒込一丁目22番1号	染井吉野桜記念公園	東京都豊島区駒込二丁目2番1号	駒込公園	東京都豊島区駒込二丁目3番23号	門と蔵のある広場	東京都豊島区駒込三丁目12番8号	駒込四丁目公園	東京都豊島区駒込四丁目7番25号
公園名	位置	喫煙場所指定																													
駒込東公園	東京都豊島区駒込一丁目22番1号	指定可																													
染井吉野桜記念公園	東京都豊島区駒込二丁目2番1号	指定可																													
駒込公園	東京都豊島区駒込二丁目3番23号	指定可																													
門と蔵のある広場	東京都豊島区駒込三丁目12番8号																														
駒込四丁目公園	東京都豊島区駒込四丁目7番25号																														
公園名	位置																														
駒込東公園	東京都豊島区駒込一丁目22番1号																														
染井吉野桜記念公園	東京都豊島区駒込二丁目2番1号																														
駒込公園	東京都豊島区駒込二丁目3番23号																														
門と蔵のある広場	東京都豊島区駒込三丁目12番8号																														
駒込四丁目公園	東京都豊島区駒込四丁目7番25号																														

駒込西公園	東京都豊島区駒込五丁目4番33号	指定可
染井よしの桜の里公園	東京都豊島区駒込六丁目3番1号	指定可
江戸橋公園	東京都豊島区巢鴨一丁目37番1号	指定可
朝日公園	東京都豊島区巢鴨五丁目22番1号	
西巢鴨公園	東京都豊島区西巢鴨一丁目3番9号	指定可
西巢鴨二丁目公園	東京都豊島区西巢鴨二丁目27番7号	
千川上水公園	東京都豊島区西巢鴨二丁目39番5号	指定可
巢鴨公園	東京都豊島区北大塚一丁目12番10号	指定可
北大塚二丁目公園	東京都豊島区北大塚二丁目34番2号	
北大塚公園	東京都豊島区北大塚三丁目12番15号	指定可
南大塚からたち公園	東京都豊島区南大塚二丁目5番1号	指定可
南大塚公園	東京都豊島区南大塚二丁目27番1号	指定可
大塚台公園	東京都豊島区南大塚三丁目27番1号	指定可
上池袋中央公園	東京都豊島区上池袋一丁目28番7号	指定可
上池袋東公園	東京都豊島区上池袋一丁目30番20号	指定可
宮仲公園	東京都豊島区上池袋一丁目36番1号	指定可
上池袋公園	東京都豊島区上池袋二丁目25番9号	指定可
上池袋さくら公園	東京都豊島区上池袋二丁目45番15号	指定可
堀之内公園	東京都豊島区上池袋三丁目7番	指定可
上池袋くすのき公園	東京都豊島区上池袋四丁目19番1号	指定可
中池袋公園	東京都豊島区東池袋一丁目16番1号	指定可
池袋駅前公園	東京都豊島区東池袋一丁目50番23号	指定可
東池袋青空公園	東京都豊島区東池袋二丁目26番1号	
東池袋二丁目第三公園	東京都豊島区東池袋二丁目58番7号	
東池袋中央公園	東京都豊島区東池袋三丁目1番6号	指定可
東池袋公園	東京都豊島区東池袋三丁目14番1号	指定可
日出町第二公園	東京都豊島区東池袋四丁目4番1号	指定可
東池袋四丁目公園	東京都豊島区東池袋四丁目18番11号	
日出町公園	東京都豊島区東池袋四丁目22番1号	指定可
東池袋五丁目かしの実公園	東京都豊島区東池袋五丁目6番15号	
南池袋一丁目公園	東京都豊島区南池袋一丁目4番3号	
南池袋公園	東京都豊島区南池袋二丁目21番1号	指定可
南池ふくろうひろば	東京都豊島区南池袋三丁目17番2号	
南池袋みどり公園	東京都豊島区南池袋四丁目7番9号	指定可
南池袋第二公園	東京都豊島区南池袋四丁目8番5号	指定可
南池袋四丁目日出公園	東京都豊島区南池袋四丁目12番16号	
池袋西口公園	東京都豊島区西池袋一丁目8番26号	指定可
元池袋史跡公園	東京都豊島区西池袋一丁目9番12号	指定可
上り屋敷公園	東京都豊島区西池袋二丁目14番2号	指定可
西池袋公園	東京都豊島区西池袋三丁目20番1号	指定可

駒込西公園	東京都豊島区駒込五丁目4番33号
染井よしの桜の里公園	東京都豊島区駒込六丁目3番1号
江戸橋公園	東京都豊島区巢鴨一丁目37番1号
朝日公園	東京都豊島区巢鴨五丁目22番1号
西巢鴨公園	東京都豊島区西巢鴨一丁目3番9号
西巢鴨二丁目公園	東京都豊島区西巢鴨二丁目27番7号
千川上水公園	東京都豊島区西巢鴨二丁目39番5号
巢鴨公園	東京都豊島区北大塚一丁目12番10号
北大塚二丁目公園	東京都豊島区北大塚二丁目34番2号
北大塚公園	東京都豊島区北大塚三丁目12番15号
南大塚からたち公園	東京都豊島区南大塚二丁目5番1号
南大塚公園	東京都豊島区南大塚二丁目27番1号
大塚台公園	東京都豊島区南大塚三丁目27番1号
上池袋中央公園	東京都豊島区上池袋一丁目28番7号
上池袋東公園	東京都豊島区上池袋一丁目30番20号
宮仲公園	東京都豊島区上池袋一丁目36番1号
上池袋公園	東京都豊島区上池袋二丁目25番9号
上池袋さくら公園	東京都豊島区上池袋二丁目45番15号
堀之内公園	東京都豊島区上池袋三丁目7番
上池袋くすのき公園	東京都豊島区上池袋四丁目19番1号
中池袋公園	東京都豊島区東池袋一丁目16番1号
池袋駅前公園	東京都豊島区東池袋一丁目50番23号
東池袋青空公園	東京都豊島区東池袋二丁目26番1号
東池袋二丁目第三公園	東京都豊島区東池袋二丁目58番7号
東池袋中央公園	東京都豊島区東池袋三丁目1番6号
東池袋公園	東京都豊島区東池袋三丁目14番1号
日出町第二公園	東京都豊島区東池袋四丁目4番1号
東池袋四丁目公園	東京都豊島区東池袋四丁目18番11号
日出町公園	東京都豊島区東池袋四丁目22番1号
東池袋五丁目かしの実公園	東京都豊島区東池袋五丁目6番15号
南池袋一丁目公園	東京都豊島区南池袋一丁目4番3号
南池袋公園	東京都豊島区南池袋二丁目21番1号
南池ふくろうひろば	東京都豊島区南池袋三丁目17番2号
南池袋みどり公園	東京都豊島区南池袋四丁目7番9号
南池袋第二公園	東京都豊島区南池袋四丁目8番5号
南池袋四丁目日出公園	東京都豊島区南池袋四丁目12番16号
池袋西口公園	東京都豊島区西池袋一丁目8番26号
元池袋史跡公園	東京都豊島区西池袋一丁目9番12号
上り屋敷公園	東京都豊島区西池袋二丁目14番2号
西池袋公園	東京都豊島区西池袋三丁目20番1号

谷端川南緑道	東京都豊島区西池袋四丁目5番5号	指定可
西池袋第二公園	東京都豊島区西池袋四丁目40番18号	指定可
谷端川第二親水公園	東京都豊島区西池袋五丁目22番11号	指定可
池袋一丁目第二公園	東京都豊島区池袋一丁目8番11号	
池袋ふれあい公園	東京都豊島区池袋二丁目74番1号	指定可
池袋三丁目公園	東京都豊島区池袋三丁目22番13号	
御嶽北公園	東京都豊島区池袋三丁目44番20号	指定可
池袋第二公園	東京都豊島区池袋三丁目29番4号	指定可
谷端川親水公園	東京都豊島区池袋三丁目2番5号	指定可
池袋公園	東京都豊島区池袋四丁目22番9号	指定可
池袋本町公園	東京都豊島区池袋本町一丁目27番1号	指定可
谷端川北緑道	東京都豊島区池袋本町三丁目33番7号	指定可
池袋本町電車の見える公園	東京都豊島区池袋本町四丁目41番	指定可
雑司が谷一丁目公園	東京都豊島区雑司が谷一丁目36番3号	
雑司が谷公園	東京都豊島区雑司が谷二丁目11番8号	指定可
雑司が谷みみずく公園	東京都豊島区雑司が谷三丁目15番20号	指定可
高田第二公園	東京都豊島区高田一丁目2番10号	指定可
山吹の里公園	東京都豊島区高田一丁目10番5号	指定可
高田公園	東京都豊島区高田一丁目28番3号	指定可
高田第三公園	東京都豊島区高田三丁目18番7号	指定可
高田中央三丁目公園	東京都豊島区高田三丁目38番6号	
目白三丁目公園	東京都豊島区目白三丁目15番17号	
椎名町公園	東京都豊島区南長崎一丁目20番1号	指定可
南長崎花咲公園	東京都豊島区南長崎三丁目9番22号	指定可
南長崎公園	東京都豊島区南長崎三丁目37番2号	指定可
南長崎三丁目第二公園	東京都豊島区南長崎三丁目40番13号	
南長崎中央公園	東京都豊島区南長崎四丁目13番5号	指定可
南長崎はらっぱ公園	東京都豊島区南長崎六丁目1番20号	指定可
長崎公園	東京都豊島区長崎三丁目25番15号	指定可
長五さくら公園	東京都豊島区長崎五丁目28番5号	
千早フラワー公園	東京都豊島区千早一丁目8番1号	指定可
千早第二公園	東京都豊島区千早一丁目23番18号	指定可
千早公園	東京都豊島区千早二丁目31番10号	指定可
千早緑地公園	東京都豊島区千早二丁目34番2号	指定可
千早二丁目公園	東京都豊島区千早二丁目35番15号	
小鳥がさえざる公園	東京都豊島区千早三丁目14番19号	指定可
千早四丁目なかよし公園	東京都豊島区千早四丁目10番14号	
千早四丁目公園	東京都豊島区千早四丁目31番13号	
千川親水公園	東京都豊島区要町三丁目17番5号	指定可
千川彫刻公園	東京都豊島区千川一丁目24番2号	指定可

谷端川南緑道	東京都豊島区西池袋四丁目5番5号
西池袋第二公園	東京都豊島区西池袋四丁目40番18号
谷端川第二親水公園	東京都豊島区西池袋五丁目22番11号
池袋一丁目第二公園	東京都豊島区池袋一丁目8番11号
池袋ふれあい公園	東京都豊島区池袋二丁目74番1号
池袋三丁目公園	東京都豊島区池袋三丁目22番13号
御嶽北公園	東京都豊島区池袋三丁目44番20号
池袋第二公園	東京都豊島区池袋三丁目29番4号
谷端川親水公園	東京都豊島区池袋三丁目2番5号
池袋公園	東京都豊島区池袋四丁目22番9号
池袋本町公園	東京都豊島区池袋本町一丁目27番1号
谷端川北緑道	東京都豊島区池袋本町三丁目33番7号
池袋本町電車の見える公園	東京都豊島区池袋本町四丁目41番
雑司が谷一丁目公園	東京都豊島区雑司が谷一丁目36番3号
雑司が谷公園	東京都豊島区雑司が谷二丁目11番8号
雑司が谷みみずく公園	東京都豊島区雑司が谷三丁目15番20号
高田第二公園	東京都豊島区高田一丁目2番10号
山吹の里公園	東京都豊島区高田一丁目10番5号
高田公園	東京都豊島区高田一丁目28番3号
高田第三公園	東京都豊島区高田三丁目18番7号
高田中央三丁目公園	東京都豊島区高田三丁目38番6号
目白三丁目公園	東京都豊島区目白三丁目15番17号
椎名町公園	東京都豊島区南長崎一丁目20番1号
南長崎花咲公園	東京都豊島区南長崎三丁目9番22号
南長崎公園	東京都豊島区南長崎三丁目37番2号
南長崎三丁目第二公園	東京都豊島区南長崎三丁目40番13号
南長崎中央公園	東京都豊島区南長崎四丁目13番5号
南長崎はらっぱ公園	東京都豊島区南長崎六丁目1番20号
長崎公園	東京都豊島区長崎三丁目25番15号
長五さくら公園	東京都豊島区長崎五丁目28番5号
千早フラワー公園	東京都豊島区千早一丁目8番1号
千早第二公園	東京都豊島区千早一丁目23番18号
千早公園	東京都豊島区千早二丁目31番10号
千早緑地公園	東京都豊島区千早二丁目34番2号
千早二丁目公園	東京都豊島区千早二丁目35番15号
小鳥がさえざる公園	東京都豊島区千早三丁目14番19号
千早四丁目なかよし公園	東京都豊島区千早四丁目10番14号
千早四丁目公園	東京都豊島区千早四丁目31番13号
千川親水公園	東京都豊島区要町三丁目17番5号
千川彫刻公園	東京都豊島区千川一丁目24番2号

○豊島区立区民の森条例（平成9年条例第12号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（行為の禁止）</p> <p>第6条 区民の森内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第8号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 樹木その他の植物を伐採し、採取し、又は損傷すること。</p> <p>(2) 昆虫その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(3) 火を使用すること。</p> <p>(4) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(5) 広告宣伝をすること。</p> <p>(6) 営業行為をすること。</p> <p>(7) 業としての撮影をすること。</p> <p>(8) 工作物を設けること。</p> <p>(9) 土地、工作物若しくは施設等を損壊し、又は汚損すること。</p> <p>(10) ごみ又は汚物等を捨てること。</p> <p>(11) 犬、猫その他の動物を連れ込むこと。</p> <p>(12) 区民の森の風致を害すること。</p> <p>(13) 飲酒し、又は指定された場所以外で喫煙すること。</p> <p>(14) 利用者に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、区民の森の管理に支障のある行為をすること。</p> <p>（平16条例57・平18条例27・一部改正）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p>	<p>（行為の禁止）</p> <p>第6条 区民の森内で次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第8号までに掲げる行為については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 樹木その他の植物を伐採し、採取し、又は損傷すること。</p> <p>(2) 昆虫その他の動物を捕獲し、又は殺傷すること。</p> <p>(3) 火を使用すること。</p> <p>(4) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(5) 広告宣伝をすること。</p> <p>(6) 営業行為をすること。</p> <p>(7) 業としての撮影をすること。</p> <p>(8) 工作物を設けること。</p> <p>(9) 土地、工作物若しくは施設等を損壊し、又は汚損すること。</p> <p>(10) ごみ又は汚物等を捨てること。</p> <p>(11) 犬、猫その他の動物を連れ込むこと。</p> <p>(12) 区民の森の風致を害すること。</p> <p>(13) 飲酒し、又は喫煙すること。</p> <p>(14) 利用者に迷惑又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。</p> <p>(15) 前各号に掲げるもののほか、区民の森の管理に支障のある行為をすること。</p> <p>（平16条例57・平18条例27・一部改正）</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成25年4月1日から施行する。 この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p>

豊島区立目白庭園条例（平成2年条例第28号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（行為の制限）</p> <p>第5条 庭園内で次の行為をしてはならない。ただし、第1号、第4号、第5号及び第8号については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 現状を変更すること。</p> <p>(2) 施設その他の物件を損壊し、又は汚損すること。</p> <p>(3) 土石、ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p>(4) 広告宣伝をすること。</p> <p>(5) 業としての写真撮影その他営業行為をすること。</p> <p>(6) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所で喫煙し、又は火を使用すること。</p> <p>(8) 飲酒すること。</p> <p>(9) 他人に迷惑又は危害を及ぼす行為をすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、庭園の風致を害し、又は庭園の管理上支障のある行為をすること。</p> <p>附 則（平成25年12月9日条例第48号）</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p>	<p>（行為の制限）</p> <p>第5条 庭園内で次の行為をしてはならない。ただし、第1号、第4号、第5号及び第8号については、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 現状を変更すること。</p> <p>(2) 施設その他の物件を損壊し、又は汚損すること。</p> <p>(3) 土石、ごみその他の汚物を捨てること。</p> <p>(4) 広告宣伝をすること。</p> <p>(5) 業としての写真撮影その他営業行為をすること。</p> <p>(6) 立入禁止区域に立ち入ること。</p> <p>(7) 喫煙し、又は火を使用すること。</p> <p>(8) 飲酒すること。</p> <p>(9) 他人に迷惑又は危害を及ぼす行為をすること。</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、庭園の風致を害し、又は庭園の管理上支障のある行為をすること。</p> <p>附 則（平成25年12月9日条例第48号）</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行する。 この条例は、平成30年10月1日から施行する。</p>

「禁煙化を実施する公園等について」

別紙2

喫煙場所が指定されている公園等数	66園
10月1日より禁煙化を実施する公園等 (区民の森・庭園含む)	59園
2年間で段階的に禁煙化を実施する公園	7園

<10月1日より禁煙化を実施する公園等 59園>

：2年間で段階的に禁煙化を実施する公園 7園

公園名	住所	区政連絡会
江戸橋公園	東京都豊島区巣鴨一丁目37番1号	第1地区
西巣鴨公園	東京都豊島区西巣鴨一丁目3番9号	
千川上水公園	東京都豊島区西巣鴨二丁目39番5号	

公園名	住所	区政連絡会
北大塚公園	東京都豊島区北大塚三丁目12番15号	第2地区
大塚台公園	東京都豊島区南大塚三丁目27番1号	
上池袋中央公園	東京都豊島区上池袋一丁目28番7号	
上池袋東公園	東京都豊島区上池袋一丁目30番20号	
宮仲公園	東京都豊島区上池袋一丁目36番1号	
上池袋公園	東京都豊島区上池袋二丁目25番9号	
上池袋さくら公園	東京都豊島区上池袋二丁目45番15号	
堀之内公園	東京都豊島区上池袋三丁目7番	
中池袋公園	東京都豊島区東池袋一丁目16番1号	
東池袋公園	東京都豊島区東池袋三丁目14番1号	
上池袋くすのき公園	東京都豊島区上池袋四丁目19番1号	
池袋駅前公園	東京都豊島区東池袋一丁目50番23号	
東池袋中央公園	東京都豊島区東池袋三丁目1番6号	

公園名	住所	区政連絡会
元池袋史跡公園	東京都豊島区西池袋一丁目9番12号	第3地区
西池袋公園	東京都豊島区西池袋三丁目20番1号	
谷端川南緑道	東京都豊島区西池袋四丁目5番5号	
谷端川第二親水公園	東京都豊島区西池袋五丁目22番11号	
御嶽北公園	東京都豊島区池袋三丁目44番20号	
池袋第二公園	東京都豊島区池袋三丁目29番4号	
谷端川親水公園	東京都豊島区池袋三丁目2番5号	
池袋公園	東京都豊島区池袋四丁目22番9号	
池袋西口公園	東京都豊島区西池袋一丁目8番26号	
池袋ふれあい公園	東京都豊島区池袋二丁目74番1号	

公園名	住所	区政連絡会
日出町第二公園	東京都豊島区東池袋四丁目4番1号	第4地区
南池袋公園	東京都豊島区南池袋二丁目21番1号	
南池袋みどり公園	東京都豊島区南池袋四丁目7番9号	
南池袋第二公園	東京都豊島区南池袋四丁目8番5号	
上り屋敷公園	東京都豊島区西池袋二丁目14番2号	
雑司が谷公園	東京都豊島区雑司が谷二丁目11番8号	
雑司が谷みみずく公園	東京都豊島区雑司が谷三丁目15番20号	
日出町公園	東京都豊島区東池袋四丁目22番1号	

公園名	住所	区政連絡会
高田第二公園	東京都豊島区高田一丁目2番10号	第5地区
山吹の里公園	東京都豊島区高田一丁目10番5号	
高田公園	東京都豊島区高田一丁目28番3号	
高田第三公園	東京都豊島区高田三丁目18番7号	
目白庭園	東京都豊島区目白三丁目20番18号	

公園名	住所	区政連絡会
谷端川南緑道	東京都豊島区西池袋四丁目5番5号	第6地区
西池袋第二公園	東京都豊島区西池袋四丁目40番18号	
椎名町公園	東京都豊島区南長崎一丁目20番1号	
長崎公園	東京都豊島区长崎三丁目25番15号	
千早フラワー公園	東京都豊島区千早一丁目8番1号	
千早第二公園	東京都豊島区千早一丁目23番18号	
目白の森	東京都豊島区目白四丁目11番21号	

公園名	住所	区政連絡会
南長崎花咲公園	東京都豊島区南長崎三丁目9番22号	第7地区
南長崎公園	東京都豊島区南長崎三丁目37番2号	
南長崎中央公園	東京都豊島区南長崎四丁目13番5号	
南長崎はらっぱ公園	東京都豊島区南長崎六丁目1番20号	

公園名	住所	区政連絡会
千早公園	東京都豊島区千早二丁目31番10号	第8地区
千早緑地公園	東京都豊島区千早二丁目34番2号	
小鳥がさえずる公園	東京都豊島区千早三丁目14番19号	
千川親水公園	東京都豊島区要町三丁目17番5号	

公園名	住所	区政連絡会
谷端川南緑道	東京都豊島区西池袋四丁目5番5号	第9地区
千川彫刻公園	東京都豊島区千川一丁目24番2号	

公園名	住所	区政連絡会
駒込東公園	東京都豊島区駒込一丁目22番1号	第10地区
染井吉野桜記念公園	東京都豊島区駒込二丁目2番1号	
駒込西公園	東京都豊島区駒込五丁目4番33号	
染井よしの桜の里公園	東京都豊島区駒込六丁目3番1号	
駒込公園	東京都豊島区駒込二丁目3番23号	

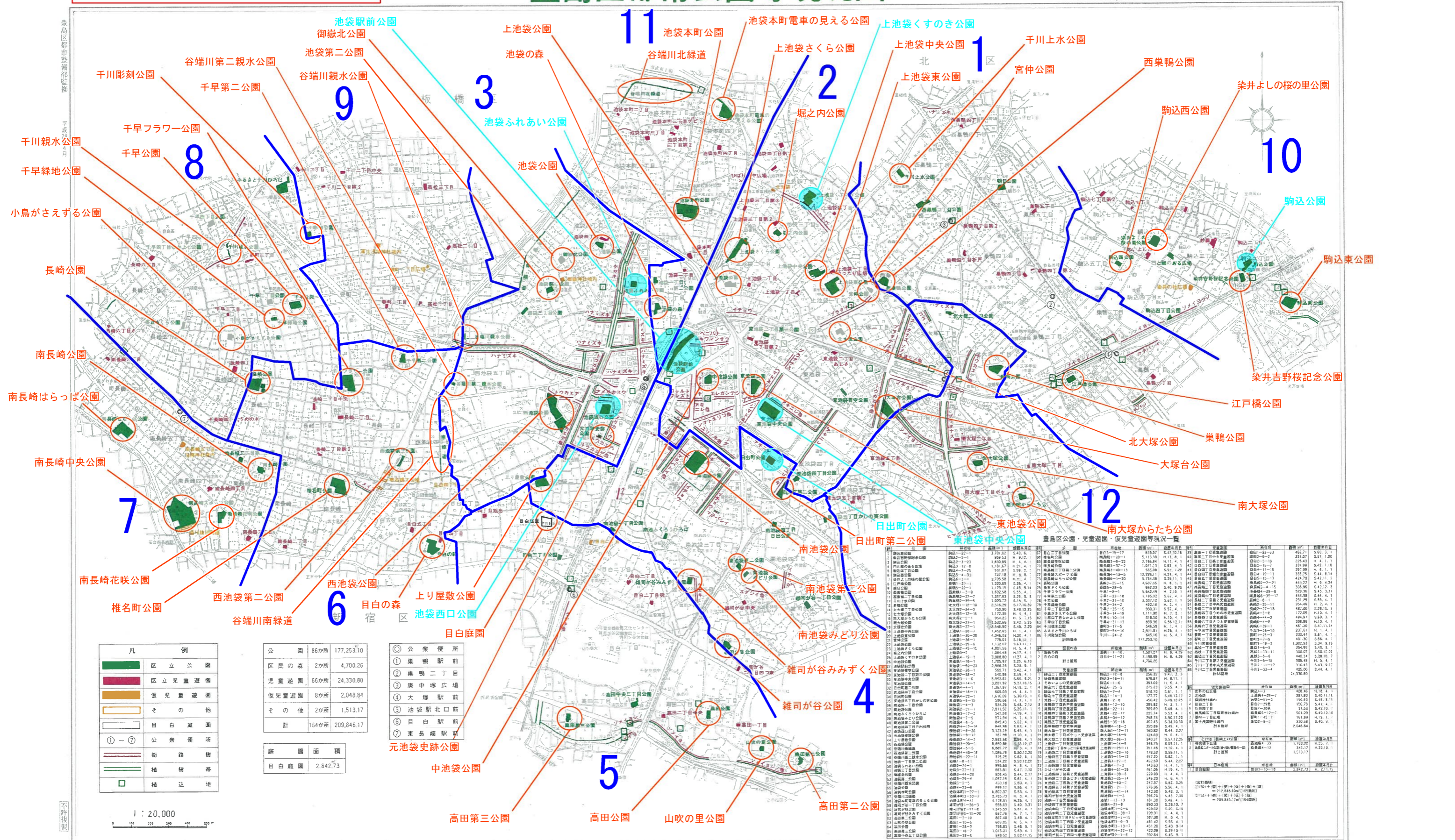
公園名	住所	区政連絡会
池袋本町公園	東京都豊島区池袋本町一丁目27番1号	第11地区
谷端川北緑道	東京都豊島区池袋本町三丁目33番7号	
池袋本町電車の見える公園	東京都豊島区池袋本町四丁目41番	
池袋の森	東京都豊島区池袋一丁目7番10号	

公園名	住所	区政連絡会
巣鴨公園	東京都豊島区北大塚一丁目12番10号	第12地区
南大塚からたち公園	東京都豊島区南大塚二丁目5番1号	
南大塚公園	東京都豊島区南大塚二丁目27番1号	

禁煙とする公園位置図

豊島区都市公園等現況図

(平成28年4月1日現在)



凡 例	
	区立公園
	区立児童遊園
	仮児童遊園
	その他
	目白庭園
①-⑦	公衆便所
	街路樹
	植樹帯
	植込地

公園	数	面積
区立公園	86カ所	177,253.10
区民の森	2カ所	4,700.26
児童遊園	86カ所	24,330.80
仮児童遊園	8カ所	2,048.84
その他	2カ所	1,513.17
計	154カ所	209,846.17

庭園面積	
目白庭園	2,842.73

公園名	種別	面積	禁煙予定	備考
池袋駅前公園	区立公園	3,701.02	禁煙	
池袋公園	区立公園	959.53	禁煙	
池袋ふれあい公園	区立公園	1,818.87	禁煙	
池袋第二公園	区立公園	747.18	禁煙	
池袋第三公園	区立公園	1,320.69	禁煙	
池袋第四公園	区立公園	1,822.58	禁煙	
池袋第五公園	区立公園	1,357.83	禁煙	
池袋第六公園	区立公園	1,929.72	禁煙	
池袋第七公園	区立公園	2,516.29	禁煙	
池袋第八公園	区立公園	1,172.35	禁煙	
池袋第九公園	区立公園	752.93	禁煙	
池袋第十公園	区立公園	1,532.86	禁煙	
池袋第十一公園	区立公園	1,452.85	禁煙	
池袋第十二公園	区立公園	778.01	禁煙	
池袋第十三公園	区立公園	1,142.07	禁煙	
池袋第十四公園	区立公園	1,084.48	禁煙	
池袋第十五公園	区立公園	2,088.94	禁煙	
池袋第十六公園	区立公園	1,785.97	禁煙	
池袋第十七公園	区立公園	568.71	禁煙	
池袋第十八公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第十九公園	区立公園	5,921.81	禁煙	
池袋第二十公園	区立公園	1,747.97	禁煙	
池袋第二十一公園	区立公園	669.03	禁煙	
池袋第二十二公園	区立公園	1,211.17	禁煙	
池袋第二十三公園	区立公園	586.68	禁煙	
池袋第二十四公園	区立公園	1,811.56	禁煙	
池袋第二十五公園	区立公園	549.67	禁煙	
池袋第二十六公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第二十七公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第二十八公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第二十九公園	区立公園	147.98	禁煙	
池袋第三十公園	区立公園	2,842.73	禁煙	
池袋第三十一公園	区立公園	8,602.66	禁煙	
池袋第三十二公園	区立公園	1,268.78	禁煙	
池袋第三十三公園	区立公園	315.25	禁煙	
池袋第三十四公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第三十五公園	区立公園	995.60	禁煙	
池袋第三十六公園	区立公園	1,021.15	禁煙	
池袋第三十七公園	区立公園	926.43	禁煙	
池袋第三十八公園	区立公園	1,057.15	禁煙	
池袋第三十九公園	区立公園	6,602.66	禁煙	
池袋第四十公園	区立公園	586.68	禁煙	
池袋第四十一公園	区立公園	1,811.56	禁煙	
池袋第四十二公園	区立公園	549.67	禁煙	
池袋第四十三公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第四十四公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第四十五公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第四十六公園	区立公園	147.98	禁煙	
池袋第四十七公園	区立公園	2,842.73	禁煙	
池袋第四十八公園	区立公園	8,602.66	禁煙	
池袋第四十九公園	区立公園	1,268.78	禁煙	
池袋第五十公園	区立公園	315.25	禁煙	
池袋第五十一公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第五十二公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第五十三公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第五十四公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第五十五公園	区立公園	147.98	禁煙	
池袋第五十六公園	区立公園	2,842.73	禁煙	
池袋第五十七公園	区立公園	8,602.66	禁煙	
池袋第五十八公園	区立公園	1,268.78	禁煙	
池袋第五十九公園	区立公園	315.25	禁煙	
池袋第六十公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第六十一公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第六十二公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第六十三公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第六十四公園	区立公園	147.98	禁煙	
池袋第六十五公園	区立公園	2,842.73	禁煙	
池袋第六十六公園	区立公園	8,602.66	禁煙	
池袋第六十七公園	区立公園	1,268.78	禁煙	
池袋第六十八公園	区立公園	315.25	禁煙	
池袋第六十九公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第七十公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第七十一公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第七十二公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第七十三公園	区立公園	147.98	禁煙	
池袋第七十四公園	区立公園	2,842.73	禁煙	
池袋第七十五公園	区立公園	8,602.66	禁煙	
池袋第七十六公園	区立公園	1,268.78	禁煙	
池袋第七十七公園	区立公園	315.25	禁煙	
池袋第七十八公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第七十九公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第八十公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第八十一公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第八十二公園	区立公園	147.98	禁煙	
池袋第八十三公園	区立公園	2,842.73	禁煙	
池袋第八十四公園	区立公園	8,602.66	禁煙	
池袋第八十五公園	区立公園	1,268.78	禁煙	
池袋第八十六公園	区立公園	315.25	禁煙	
池袋第八十七公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第八十八公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第八十九公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第九十公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第九十一公園	区立公園	147.98	禁煙	
池袋第九十二公園	区立公園	2,842.73	禁煙	
池袋第九十三公園	区立公園	8,602.66	禁煙	
池袋第九十四公園	区立公園	1,268.78	禁煙	
池袋第九十五公園	区立公園	315.25	禁煙	
池袋第九十六公園	区立公園	540.88	禁煙	
池袋第九十七公園	区立公園	571.94	禁煙	
池袋第九十八公園	区立公園	848.96	禁煙	
池袋第九十九公園	区立公園	3,112.18	禁煙	
池袋第一百公園	区立公園	147.98	禁煙	

○.....平成30年10月1日より禁煙とする59公園等
 ●.....2年以内で段階的に禁煙とする7公園

「豊島区立公園条例の一部改正」パブリックコメント(意見公募手続)結果について

1. 実施期間

平成30年1月29日(月曜日)から平成30年2月16日(金曜日)

2. 実施結果

意見提出者	419	名
意見件数	432	件

3. 意見の区分

(1)全面禁煙・分煙	205	件
(2)児童の公園利用	17	件
(3)一般の公園利用	87	件
(4)環境	77	件
(5)ルール・マナー	10	件
(6)タバコ税	5	件
(7)その他	31	件

4. 主なご意見と区の考え方

意見の区分	内容(要旨)	区の考え方
(1)全面禁煙・分煙	<ul style="list-style-type: none"> 全ての公園を禁煙とすることが必要。 一律禁煙には納得できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来より公園内の喫煙については、子どもを持つ方から多くの批判的なご意見をいただいています。「共働き・子育てしたいまちづくり」のために全面禁煙が必要であると考えています。
(2)児童の公園利用	<ul style="list-style-type: none"> 子ども達にはきれいな空気の中で、思いっきり遊んでほしい。 保育園児が利用している公園を全面的に禁煙化してもらいたい。 子育て環境を整備する対策に賛成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園は子ども達にとって貴重な外遊びの場であり、また、近年は多くの保育園等が公園を園庭として利用しているケースも増えています。公園を禁煙化することで、子どもを受動喫煙から守り、子育て環境をさらに向上させていきます。
(3)一般の公園利用	<ul style="list-style-type: none"> 公園は子どもが安心して遊べる場であると同時に、大人やお年寄りにとっても、憩いの場となるべき場所である。 愛煙家のやすらぎや楽しみを奪うような条例改正は、ぜひ控えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園は子どもの遊び場に加えて、多世代の憩いの場、にぎわい創出の場としてかかせない空間とも考えた上で、全面禁煙に取り組むことにいたしました。
(4)環境	<ul style="list-style-type: none"> 公園の喫煙所があるからこそ地元の環境美化に大きく貢献している。 公園が禁煙になることで、公園近くでの路上喫煙、ポイ捨てが増える。 	<ul style="list-style-type: none"> これまで実施してきた喫煙ルール・マナーの周知に加え、周辺道路でのパトロールを強化し、路上喫煙・ポイ捨てを防ぐ環境づくりをしてまいります。

<p>(5)ルール・マナー</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・喫煙のルール・マナーを守れば、お互い共存することができるのではないか。 ・最近はきちんとルール・マナーを守って喫煙しているので残してほしい。 	<p>・区内には小規模な公園が多く、ルール・マナーを守っても、受動喫煙を防ぐことは難しいというご意見があります。区としても同様に考えております。</p>
<p>(6)タバコ税</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税をもらっているのだから、喫煙場所を用意すべきである。 ・豊島区には多額のタバコ税が納められていると思うが、それらは一体何に使われているのか。この減収分をなんらかの方法で補うことは考えているのか。 	<p>・たばこ税は、地方税法によって、その使い道に制限のない普通税とされています。つまり、一般的な財政支出を賄うために課税される税であり、その性質は、区民税や軽自動車税と同じもので、区で行っている一般的な施策に活用するものです。</p>
<p>(7)その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則規定を盛り込むべきではないのか。 ・喫煙所を撤去するのであれば、代替喫煙所を確保すべきである。 ・公園等の全面禁煙化は、唐突であり、情報提供が不十分である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・罰則規定の強化や公園内の代替喫煙所の確保は考えておりません。 ・従来より公園内の喫煙について多くの苦情をいただいております。対応に苦慮してきた経緯があります。公園等の全面禁煙化にあたっては、パブリックコメントを実施し、区政連絡会でもご報告してまいりました。今後10月に向けて、さらに周知徹底に努めてまいります。